

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、公正で透明性の高い経営を行い、企業価値を継続的に高め企業の社会的責任を果たし、当社のすべてのステークホルダー（利害関係者）から信頼を得ることであると考えます。今後とも、コンプライアンスの徹底を図るとともに、積極的かつ迅速な情報開示による透明性・健全性の向上と効率経営を実現するための施策並びに組織体制の継続的な改善・強化に努めてまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスコードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
阿部 公祐	4,044,100	63.94
宮入 知喜	180,000	2.85
阿部 ふよう	125,000	1.98
利川 美緒	78,300	1.24
NSL DTT CLIENT ACCOUNT 3(常任代理人 野村證券株式会社)	74,600	1.18
横田 重夫	45,000	0.71
阿部 美子	42,000	0.66
相田 泰道	40,000	0.63
荒木 隆之	38,000	0.60
中山 隆弘	35,600	0.56

支配株主(親会社を除く)の有無

阿部 公祐

親会社の有無

なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 グロース

決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主との取引が発生する場合には、一般的な第三者との取引と同様の公正かつ適正な条件により行うことで少数株主の保護に努めてまいります。また、支配株主との取引が業務上発生した場合においては、当該取引が適正な職務権限のもと行われたかについて、監査役監査等を通じて確認し、適正性を確保しております。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

### 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

#### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山崎 雄一	他の会社の出身者													

#### 会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家



会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
村木 和彦	-	-	同氏は、事業会社での業務を通じて培われた幅広い経験と見識、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見をもとに、当社の経営全般の監視と有効な助言をいただくことを期待し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は独立役員要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じる恐れがなく、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、独立役員に指定しております。
成願 隆史	-	-	同氏は、公認会計士として、企業会計や内部統制等についての幅広い知見を有しており、また、上場企業の財務経理部門での豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の経営全般の監視と有効な助言をいただくことで監査役としての職務を適切に遂行できるものと考え、社外監査役に選任しております。 また、同氏は独立役員要件を満たしており、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、独立役員に指定しています。
浅井 耕作	-	-	同氏は、証券会社での業務を通じて培われた金融に関する幅広い経験と見識を有しており、また、企業経営者としての経験と幅広い知見を有していることから、当社の経営全般の監視と有効な助言をいただくことを期待し、社外監査役に選任しております。 また、同氏は独立役員要件を満たしており、独立した立場で経営を監視・監督いただけるものとして、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

-	
---	--

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する意欲や士気を喚起するとともに、優秀な人材を確保し、企業価値向上に資することを目的として、ストック・オプション制度を導入しております。

#### ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

#### 該当項目に関する補足説明

-

### 【取締役報酬関係】

#### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は実施しておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議による報酬限度額の範囲内で、業績や各取締役の掌管業務の成果等を勘案し、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会で審議し、社外取締役及び社外監査役から必要な意見・助言を得て決定しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは経営企画室が行っております。また、非常勤監査役に対する情報伝達は常勤監査役が定期的に行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

#### (1)取締役会

取締役会は、代表取締役 阿部公祐が議長を務めており、他に常務取締役 宮入知喜、取締役 利川美緒、取締役 茅野智恵、社外取締役 山崎雄一の計5名(うち1名は社外取締役)で構成されております。取締役会は、毎月1回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ効率的な経営監視体制をとっております。取締役会は、法令・定款に定められた事項の他、経営上の業務執行の基本事項について決定するとともに、その執行を監督しております。

#### (2)監査役会

当社は、監査役会制度を採用しており、監査役会は、常勤監査役 村木和彦、非常勤監査役 成願隆史、浅井耕作の計3名(いずれも社外監査役)で構成されております。定期的に監査役会を開催するほか、取締役会に出席し迅速かつ公正な監査体制をとっております。

#### (3)会計監査人

当社は、会計監査人として、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外監査役を含めた監査役による監査体制が業務執行状況の監督機能として有効であると判断し、監査役制度を採用しております。監査役会、会計監査人による適正な監視体制の連携が図られ、牽制機能が強化されていることにより、経営監視機能の客観性と独立性は十分に確保されていることから、現在の体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会招集通知の早期発送に取り組む予定です。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を避けた開催日となるよう留意いたします。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	IRポリシーを定め、当社ウェブサイトに掲示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会を適宜開催しております。今後も個人投資家向けの説明会を継続的に開催する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算及び第2四半期決算の発表後、決算説明会を開催することを基本としております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報、適時開示資料、IRスケジュール等を掲載するIR情報ページを当社ホームページ内に設けております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社ホームページ内にステークホルダーについて専用のページを設け、ステークホルダー毎の立場の尊重について記載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CSR活動の一環から、発展途上国における子供たちの健康状態を改善し、豊かな未来社会を実現するために、青年海外協力隊(JICA)の一員として従業員を派遣しております。また、持続的な社会の発展を目指し、地域活性化を支援すべく、当社本社のある東京都北区にて事業活動されている社会福祉法人への寄付金の贈呈を通じ、地域社会の活性化を支援しております。今後も当社の企業理念である「豊かな未来社会に貢献」するため、積極的にCSR活動を展開していく予定であります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、全てのステークホルダーに対して、適時・適切に会社情報を開示することは上場企業としての責務であると考えております。常にステークホルダーの視点に立ち、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を行うことを基本方針としております。
その他	当社は、取締役役に女性を1名登用しております。また、当社は、従業員として女性の活用を積極的に進めており、全従業員のうち女性の比率は約7割となっております。また、女性管理職比率は提出日現在約9割となっております。今後も性別にかかわらず、優秀な人材を登用していく予定であります。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、以下の「内部統制システムの基本方針」を決議し、業務の適性を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。

- (1)取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a.「企業理念及び行動規範」、「倫理・コンプライアンス規程」その他社内規程に基づき、法令等遵守の意識のもと適正な業務執行が行われるべく、教育・啓蒙を行い、その執行を徹底・監督し、問題があった場合には就業規則等に則り適正に処分する。
  - b.「内部通報規程」、「倫理・コンプライアンス規程」その他社内規程に基づき、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して通報・相談を受け付けるための内部通報制度を適正に運用する。
  - c.業務執行に関する法令及び定款への適合性に関しては、内部監査、監査役監査等の実施により確認する。その結果は、被監査部門にフィードバックされるとともに、取締役会及び監査役会に報告する。また、必要かつ適正な是正処置を行うものとする。
  - d.「反社会的勢力対応規程」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、反社会的勢力からの不当要求には応じず、資金提供は絶対に行わない。
- (2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制  
取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規程に基づき適正に作成・保存・管理し、保存期間中は必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態とする。
- (3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a.事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定めた規程を制定し、当該規程に基づくリスク管理体制を構築、運用する。
  - b.事業活動上の重大な事態が発生した場合には損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講ずる。
  - c.「内部監査規程」に基づき、計画的な内部監査を実施し、法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事項が発見された場合には、代表取締役適切に報告を行うとともに、当該事項の是正措置の実施状況に関してフォローアップを行う。
- (4)取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a.取締役会は毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び「取締役会規程」に基づき、重要事項について審議・決定を行う。
  - b.取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他社内規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。
- (5)当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制  
現在、当社に子会社等は存在しないが、過去に存在していた際の体制を参考としつつ、将来において子会社等を含めた、企業集団全体で内部統制の徹底を図るべく所要の体制を整備する。
  - a.グループ会社の経営については「関係会社管理規程」に基づき、当社に対し事業内容の定期的な報告を行い、重要案件については事前協議等を行う。
  - b.グループ会社の管理は経理部が行うものとし、必要に応じてグループ会社の取締役または監査役として当社の取締役、監査役または使用人が兼務するものとする。取締役は当該会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は当該会社取締役の業務執行を監査する。
  - c.当社の監査役及び内部監査担当者は、グループ会社の監査役や管理部門と連携し、グループ会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査や指導を行うものとする。
- (6)財務報告の信頼性を確保するための体制
  - a.信頼性のある財務報告を作成するために、財務報告に係る内部統制が有効に機能するための体制の構築、整備及び運用を行う。
  - b.財務報告における不正や誤謬が発生するリスクを管理し、業務執行の適正化を推進するとともに、財務報告に係る社内規程の適切な整備及び運用を行う。
  - c.財務報告に係る内部統制の仕組みが適正かつ有効に機能することを継続的に監視・評価し、不備があれば必要な改善・是正を行うとともに、関係法令との適合性を確保する。
- (7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - a.監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する使用人を置くこととする。
  - b.当該使用人は、監査役より受けた業務に関し、取締役などの指揮命令に服さない。当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重した上で行うものとする。
- (8)取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
  - a.取締役及び使用人は、法令・定款違反行為、不正行為その他当社の業務または業績に影響を与える重要な事実に関して、これを発見したときは、監査役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告するものとする。
  - b.内部監査、内部通報制度の運用状況・結果に関しては、担当部門は、監査役に対して報告を行う。
  - c.取締役及び使用人は、監査役から業務施行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに報告を行わなければならない。
- (9)その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制
  - a.監査役は、会計監査人及び内部監査担当部門と情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。
  - b.監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、意見・情報の交換を行い、監査役監査の充実を図る。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方  
当社は、「反社会的勢力対応規程」を定め、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、企業の社会的責任を果たすことを基本方針としております。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、前述の「反社会的勢力対応規程」を当社の役職員へ周知・徹底し、反社会的勢力との関係排除に向けた企業倫理の浸透に取り組んでおります。

a.取引先等への調査について

当社は、新規取引開始においては、取引先等が反社会的勢力と関係ないことを、「日経テレコン21」等にて調査を実施し、反社会的勢力との関連が無いことの調査を行った上で、調査の結果、反社会的勢力との関連がある場合、または反社会的勢力との関連が無いと結論付けるだけの確証が得られない場合には、原則として、取引等を行いません。また、継続取引先についても前回調査実施から1年以上経過している取引先については、新規取引開始時と同様に調査を実施しております。

当社の役員についても、役員就任前に同様の調査を実施しております。

b.対応措置

反社会的勢力と関係を有した場合の対応措置として、下記の体制を整備するとともに、当社は、全国暴力追放運動推進センターに入会しております。

(a)取引先等が反社会的勢力であると判明した場合の報告体制の整備

(b)反社会的勢力からの不当要求に対する報告・届出体制の整備及び役職員への周知徹底

(c)反社会的勢力の関係者への対応に対するマニュアル制定

その他

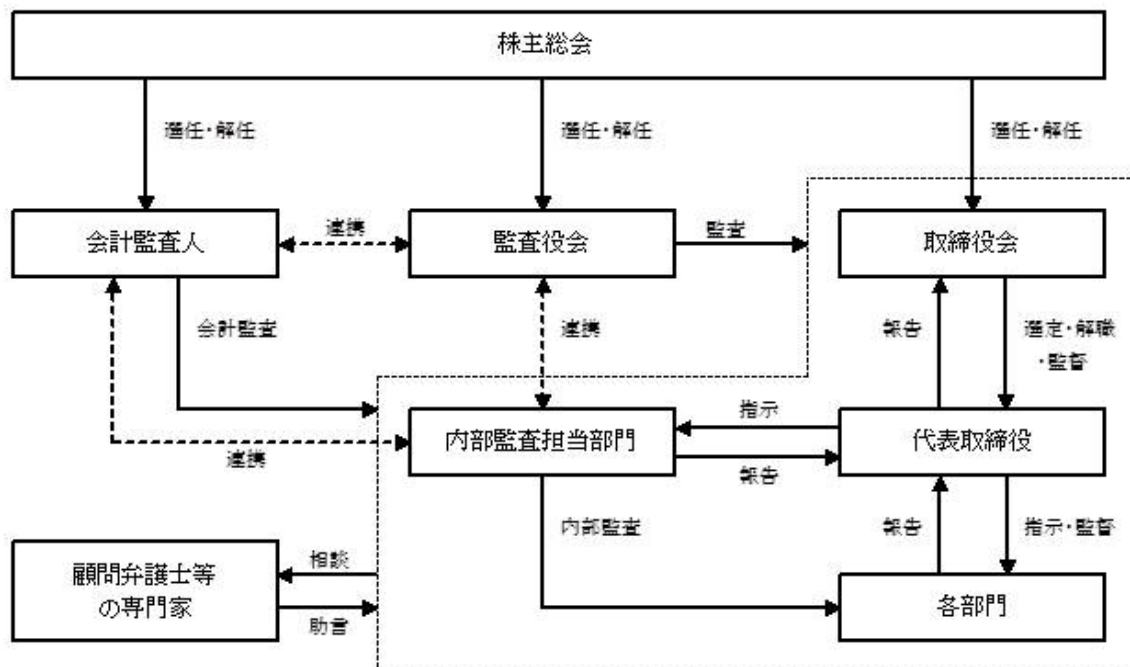
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

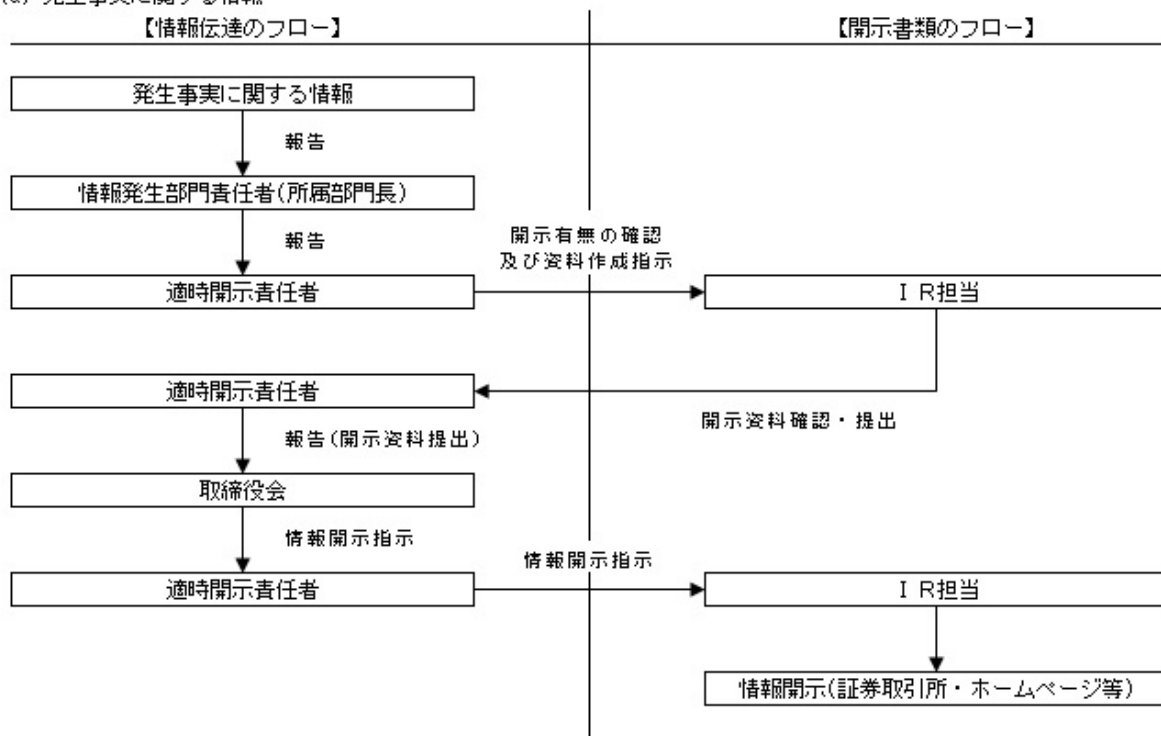
【模式図(参考資料)】





【適時開示体制の概要（模式図）】

(a) 発生事実に関する情報



(b) 決定事実・決算に関する情報等

